

妊婦健康診査の公費負担の状況に係る 調査結果について

こども家庭庁成育局母子保健課

妊婦健康診査の公費負担(R6.4時点)の調査結果公表について

調査結果の概要 (令和6年4月1日現在)

1.公費負担回数 (国が示す回数：14回)

引き続き、**全市区町村 (1,741)** で**14回以上**の公費助成を実施。

2.妊婦1人当たりの公費負担額

全国平均 **109,730円** (前年は**108,481円**)

3.国が示す検査項目の全ての公費負担を実施している自治体数/受診券方式(※)の自治体

※毎回の検査項目が示されている券を、医療機関に提示して健診を受診する方式

1,473自治体 (91.7%) / 1,607 (前年は**1,462自治体 (91.1%)**) / 1,605)

都道府県別の妊婦健康診査の公費負担について

都道府県名	市区町村数	受診券方式 の市区町村 数	「望ましい基準」で定め られている検査項目を全 て実施している市区町村 数 (割合)	公費負担額 (円) (平均)	自己負担がないような公費 負担額を設定 している市区 町村数 (※3)
北海道	179	177	171 (96.6%)	97,186 (※1)	124
青森県	40	40	40 (100.0%)	127,043 (※1)	36
岩手県	33	33	33 (100.0%)	117,269 (※1)	30
宮城県	35	35	34 (97.1%)	119,489	19
秋田県	25	25	25 (100.0%)	135,113 (※1)	25
山形県	35	35	35 (100.0%)	102,400	0
福島県	59	59	59 (100.0%)	136,147 (※1)	54
茨城県	44	44	44 (100.0%)	105,638 (※1)	44
栃木県	25	25	25 (100.0%)	95,000	13
群馬県	35	35	35 (100.0%)	98,316	0
埼玉県	63	63	63 (100.0%)	102,990	0
千葉県	54	54	54 (100.0%)	109,167	18
東京都	62	62	62 (100.0%)	102,388	62
神奈川県	33	0	0	80,159	7
新潟県	30	30	30 (100.0%)	119,211	30
富山県	15	15	15 (100.0%)	111,830	15
石川県	19	19	19 (100.0%)	125,010	19
福井県	17	17	17 (100.0%)	111,229	17
山梨県	27	27	27 (100.0%)	98,120	14
長野県	77	77	75 (97.4%)	126,876 (※1)	53
岐阜県	42	42	38 (90.5%)	130,717	27
静岡県	35	35	35 (100.0%)	109,812	35
愛知県	54	53	52 (98.1%)	111,663	35
三重県	29	29	29 (100.0%)	113,790	29

※1 公費負担額が明示されていない市町村は除く

※2 管内全市町村が全額公費負担している

※3 『告示に定めている「望ましい基準」の項目に係る妊婦健診費用について、妊婦の自己負担が発生しないように妊婦1人当たりの公費負担額を設定していますか(主な医療機関での費用や、集合契約で設定している金額などを上回っていますか)』という質問に対し、「設定している」と回答している市町村の数。

都道府県名	市区町村数	受診券方式 の市区町村 数	「望ましい基準」で定め られている検査項目を全 て実施している市区町村 数 (割合)	公費負担額 (円) (平均)	自己負担がないような公費 負担額を設定 している市区 町村数 (※3)
滋賀県	19	19	19 (100.0%)	116,018 (※1)	9
京都府	26	26	26 (100.0%)	114,030	26
大阪府	43	30	27 (90.0%)	120,159	26
兵庫県	41	2	2 (100.0%)	104,393 (※1)	23
奈良県	39	2	2 (100.0%)	102,292 (※1)	18
和歌山県	30	30	30 (100.0%)	100,941 (※1)	15
鳥取県	19	19	19 (100.0%)	106,900 (※1)	19
島根県	19	19	19 (100.0%)	109,885	19
岡山県	27	27	27 (100.0%)	114,270	17
広島県	23	14	13 (92.9%)	106,284	15
山口県	19	19	19 (100.0%)	117,707	17
徳島県	24	24	24 (100.0%)	133,108	24
香川県	17	17	17 (100.0%)	- (※2)	17
愛媛県	20	20	20 (100.0%)	101,324	20
高知県	34	34	34 (100.0%)	113,190	34
福岡県	60	60	0 (0.0%)	108,470	0
佐賀県	20	20	0 (0.0%)	101,620	0
長崎県	21	21	3 (14.3%)	100,368	1
熊本県	45	45	45 (100.0%)	103,560	44
大分県	18	18	1 (5.6%)	99,168	1
宮崎県	26	26	26 (100.0%)	111,291 (※1)	21
鹿児島県	43	43	43 (100.0%)	103,957	31
沖縄県	41	41	40 (97.6%)	99,100 (※1)	36
合計	1,741	1,607	1,473 (91.7%)	109,730 (※1)	1,139

➡上記のとおり全国的な取組は着実に進んでおり、

○ **自己負担がないような公費負担額を設定している市区町村は約65%。**

※自己負担がないような公費負担額を設定している市区町村における公費負担額平均

112,534円

○ **約8%の自治体で検査項目の一部に公費負担が実施されていない。**

➡集合契約等による自己負担がないような公費負担額の設定の促進や、費用の見える化を推進

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）

第1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

1 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。

イ 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね4週間に1回

ロ 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね2週間に1回

ハ 妊娠36週から出産まで おおむね1週間に1回

2 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第2 妊婦健康診査の内容等

1 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。

イ 問診、診察等 妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとする。

ロ 検査 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長を検査を行うものとする。

ハ 保健指導 妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとする。

2 市町村は、1に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数
血液型等の検査(ABO血液型、Rh血液型及び不規則抗体に係るもの)	妊娠初期に1回
B型肝炎抗原検査	
C型肝炎抗体検査	
HIV抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に1回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に1回
血算検査	妊娠初期に1回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
HTLV-1抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
子宮頸がん検診(細胞診)	妊娠初期に1回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に1回

第3 市町村の責務

1 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。

2 市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。

3 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。

4 市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとする。